



漁資第328号
平成25年11月12日

香取市長 様

千葉県農林水産部長



東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う
水産物品目の出荷制限の指示に係る要請について（依頼）

このことについて、別添のとおり原子力災害対策本部長から、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく指示が出されました。

つきましては、平成24年6月1日付け漁資第123号で出荷自粛を要請したところですが、関係漁業協同組合に対し、引き続き下記品目について、出荷を控えるよう指導するとともに、貴管内の直売所等に対する周知について、御配慮願います。

なお、関係漁業協同組合については、別添写しのとおり要請しましたことを申し添えます。

記

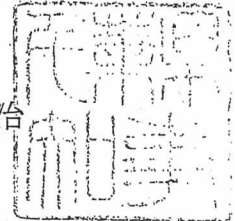
利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）において採捕されたウナギ

千葉県農林水産部水産局
漁業資源課漁場環境整備班
電話：043（223）3039
FAX：043（201）2616

漁資第328号
平成25年11月12日

佐原漁業協同組合代表理事組合長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う
水産物品目の出荷制限の指示に係る要請について（依頼）

このことについて、別添1のとおり原子力災害対策本部長から、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく指示が出されました。

つきましては、平成24年6月1日付け漁資第123号で出荷自粛を要請したところですが、引き続き下記品目について、出荷を差し控えるよう改めて要請します。

また、出荷制限指示後の管理について、別添2により、県と連携し取り組むようお願いいたします。

記

利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）において採捕されたウナギ

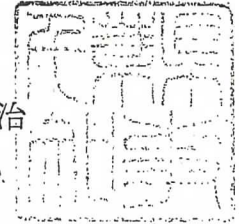
千葉県農林水産部水産局
漁業資源課漁場環境整備班
電話：043（223）3039
FAX：043（201）2616



漁資第328号
平成25年11月12日

北総漁業協同組合代表理事組合長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う
水産物品目の出荷制限の指示に係る要請について（依頼）

このことについて、別添1のとおり原子力災害対策本部長から、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく指示が出されました。

つきましては、平成24年6月1日付け漁資第123号で出荷自粛を要請したところですが、引き続き下記品目について、出荷を差し控えるよう改めて要請します。

また、出荷制限指示後の管理について、別添2により、県と連携し取り組むようお願いいたします。

記

利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）において採捕されたウナギ

千葉県農林水産部水産局
漁業資源課漁場環境整備班
電話：043（223）3039
FAX：043（201）2616